

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	イチフジ建設株式会社	代表者氏名	藤本 啓太
主たる営業所の所在地	倉敷市中畝六丁目7番地13		
許可番号	岡山県知事 般-1 第24636号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、しゅ、 塗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月15日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの			
（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。			
2 期間			
令和3年6月29日から7月1日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
イチフジ建設株式会社及び同社の社員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第15項の規定に違反（無許可受託）し、令和2年2月20日に岡山地方裁判所から、それぞれ罰金50万円の判決を受け、同年11月25日に確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		